

令和5年度
低所得世帯物価高騰対策支援給付金

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けている住民税非課税世帯等に對して、1世帯あたり3万円を支給します。

■対象者
令和5年6月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されており、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けている住民税非課税世帯等に對して、1世帯あたり3万円を支給します。

■対象者
令和5年6月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されており、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

令和5年度 低所得世帯物価高騰対策支援給付金



令和5年度
低所得世帯物価高騰対策支援給付金担当
(生活支援課) (☎981・5505)

市が給付対象となる可能性のある世帯を抽出し、ご自宅に申請に必要な書類(確認書)を送付します。

支給スケジュールや申請方法などの詳細は、決まり次第市ホームページなどでお知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

生活保護受給者や令和5年6月1日時点で、本市の住民基本台帳に登録されている外国人も要件を満たす場合は対象となります。

■申請手続
市が給付対象となる可能性のある世帯を抽出し、ご自宅に申請に必要な書類(確認書)を送付します。

支給スケジュールや申請方法などの詳細は、決まり次第市ホームページなどでお知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

食費等の物価高騰等に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人あたり5万円を支給します。

■対象者 右の表

申請方法 表の②・③・⑤に該当する人は、令和6年2月29日(木)までに家庭支援課へ申請が必要です。

■給付金の対象となる人による申請手続が異なります。申請書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請方法 表の②・③・⑤に該当する人は、令和6年2月29日(木)までに家庭支援課へ申請が必要です。

■給付金の対象となる人による申請手続が異なります。申請書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。

令和5年度 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金



対象者		申請
区分	対象	
ひとり親世帯分	① 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人	不要
	② 公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(未申請の人も含む) ※児童扶養手当にかかる支給制限限度額を下回っている人に限る。	要
	③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	要
ひとり親世帯以外分	④ 令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を本市から受給された人	不要(※)
	⑤ 平成17年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童の場合は、平成15年4月2日)～令和6年2月29日に生まれた児童を養育する父母等(④以外)で、直近の収入の家計が急変し、住民税均等割が非課税または非課税である人と同様の水準にあると認められる人	要

※本給付金は「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外分」のいずれかのみでの支給となります。

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意を

ご自宅や職場などに八幡市やこども家庭庁(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、八幡市役所や八幡警察署(☎981-0110)、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

雨水貯留施設(雨水タンク)設置助成金について

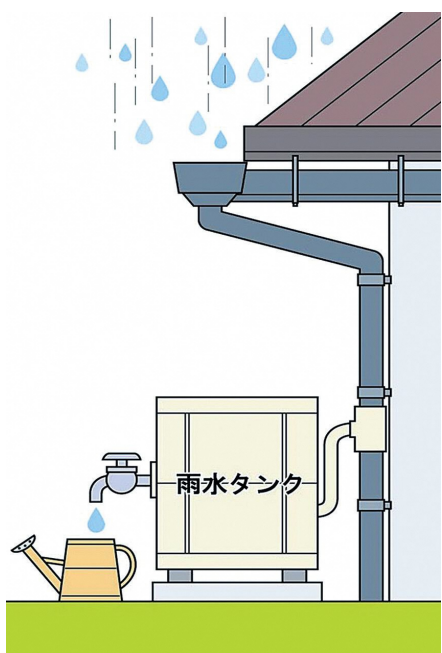
雨水の流出抑制や庭木の散水、非常用の生活用水などへの有効活用を図るため、雨水を溜める施設(雨水タンク)を設置する人に助成金を交付します。

申請に関する説明後に必要書類を配付しますので、申請される人は、事前に下水道課へお越しください。

■対象 市内の建物に、新たに雨水タンクを設置する建物所有者・占有者(所有者の同意を得た人に限る)

※過去の交付対象者も、追加で設置する場合は申請可(1建築物につき2基以内)。

※過去の交付対象者で2基



設置済みの人は、設置日から5年経過し、買い替えのために新たに設置される場合に限り申請可。

■要件
①新たに設置される物ではないこと

②展示または売買(建築物と一体として売買する場合も含む)の用に供する物ではないこと

③タンクは1建築物につき2基以内で、1基あたり100リットル以上であること

■助成金額 タンク本体と付属品(架台等)、購入に要する費用(送料含む)の4分の3相当額(税込で上限4万5千円(千円未満は切り捨て))

※設置工事費、その他諸費用は対象外です。

■受付期間 7月3日(月)～令和6年1月31日(水) 午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日、12月29日～令和6年1月3日は除く。

※予算額に達し次第終了。

閩下水道課 (☎983-5459)

地域に根差した商工業活動の活性化を図ることで、市民の日常生活の利便性向上や活力ある地域経済・地域社会を目指すため、商工業振興にかかる取り組みに補助金を交付します。

活力ある 地域経済・地域社会を目指す

■申請期限 交付申請書に添付書類を添えて、7月19日(水)午後5時までに商工観光課へ持参
※補助対象者や対象経費など詳しくは、下記のQRコードを読み取り、ご参照ください。



7月19日が締切!

■制度概要			
事業名	補助対象経費	補助率	補助上限額
八幡で 買おう 応援事業	販売促進イベント等の開催経費	1/2	30万円
八幡を 広めよう 応援事業	展示会等への出展経費	1/2	国内10万円 国外30万円
八幡を 整えよう 応援事業	防犯カメラや指定施設の設置等に要する経費 ※京都府の商店街にぎわい施設・設備整備事業の対象事業にのみ補助。	1/3	200万円
八幡で 始めよう 応援事業	市内での創業または第二創業にかかる経費	1/2	30万円
八幡で 作ろう 応援事業	新たなヤワタカラ認定を目的とした特産品の開発経費	1/2	10万円

八幡市商工業活性化補助金

受付中

閩商工観光課 (☎983・2853)